

お知らせ & ごあんない



ボランティア チャレンジ2012

これまで年2回実施していたボランティアキャンペーンから、一年を通して皆さんがボランティア活動や地域活動に参加することを応援する「ボランティア チャレンジ2012」が実施されます。「愛媛ボランティアネット」をご覧ください、気になるボランティアを見つけ、その活動に参加してみませんか？ 自分の意志で、無理せず、楽しく、できることから始めてみましょう。

【愛媛ボランティアネット】

<http://nv.pref.ehime.jp/>

■問合せ先 上島町 企画政策課

TEL 089717712500

愛媛県民活動推進課

TEL 089191212305

上島町景観ポイント募集

上島町の美しさを広くPRし、新しい魅力的なスポットを掘り起こすため「上島町景観ポイントマップ」を作製することとなりました。

町内外の皆様から、四季折々の景観ポイントを募集します。ぜひ、ご応募ください。応募方法は、広報7月号、町ホームページをご覧ください。

■お問合せ 上島町企画政策課

TEL 089717712500

リーダー養成セミナー

愛媛県男女共同参画センターでは9月に開講するエンパワーメントカレッジ「リーダー養成セミナー」の受講生を募集しています。

《リーダー養成》

リーダーとしてのスキルアップや認識を深めるための講義&実技が盛りだくさんです。あなたも仲間と一緒に実践力を高めてみませんか？

■実施日、時間 9月13日(木)、9月27日(木)、10月11日(木)、10月26日(金)、10時～15時

※10月26日の最終日は10時～12時

■テーマ、主な内容

・仲間づくり&交流会

・リーダーの必須スキルⅠⅡⅢ

(内容) 漫画ONE PIECEをモデルにチーム作りの秘訣を学ぶ等

■実施場所 愛媛県男女共同参画センター

■対象 県内在住18歳以上で組織・グループ等でリーダーになった方、リーダーを目指す方、または自己のスキルアップを図りたい方 定員20名程度

■受講料 無料

■申込み・問合せ先

愛媛県男女共同参画センター

TEL 089192611633

■申込み締切り

平成24年8月24日(金) (当日消印有効)

岩城校区放課後児童クラブの

入会案内について

現在、岩城島開発総合センターで事業開設をしている岩城校区放課後児童クラブの入会案内につ

いて、お知らせいたします。

1. 入会児童の対象者

(1) 岩城小学校に在学する児童

(2) 共働き世帯及び母子・父子世帯の児童

2. 開設日

学校授業日の月曜日から金曜日までと、学校休業日の土曜日及び長期休暇(夏休み、冬休み、春休み)となります。ただし、祝日、盆休み(8月13日から16日まで)及び年末年始は、開設しないことになっています。

学校授業日 放課後(午後2時00分頃)～午後6時00分まで

学校休業日 午前10時00分～午後6時00分まで
※希望により、延長(午後6時00分以降)及び繰り下げ(午前10時00分以前)ができます。その場合は、加算料金が必要となります

3. 利用料金体系

基本の利用料金は、月額3ランク制とし、土曜日だけは日額制を採用し、次のとおりです。

(1) 土曜日を除くランク別月額

月間22日間まで利用	月額 6,000円
月間14日間まで利用	月額 4,000円
月間7日間まで利用	月額 3,000円

(2) 土曜日

日額 800円

(3) 加算料金

時間繰り下げ及び時間延長1時間につき 300円

4. 入会手続き

入会には、入会申請書類の提出が必要となります。岩城校区放課後児童クラブ事務局(岩城島開発総合センター内)又は、岩城総合支所住民課に申請書類を置いています。

人権擁護委員が交代しました。

7月1日付けで、岩城地区人権擁護委員の半田杉夫さんが退任し、後任に山本功太郎さんが人権擁護委員に就任しました。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき委嘱された、あなたの街の相談パートナーです。

差別待遇、虐待、いじめ、プライバシーの侵害など人権問題でお困りの方は、是非、お近くの人権擁護委員にご相談ください。

相談料は無料で、内容の秘密は固く守られます。

相談ご希望の方は、人権擁護委員か松山地方裁判所までご相談ください。

松山地方裁判所（最寄りの法務局へ接続されます。）
TEL 0570-0003110

灯台絵画コンテスト2012

灯台記念日行事の一環として、「灯台絵画コンテスト2012」が開催されます。

コンテストの募集要項は以下のとおりです。

■テーマ 「灯台のある風景」

■応募資格 全国の小学生・中学生

■応募締切 平成24年9月7日（金） 当日までに

社団法人燈光会に必着

※応募方法等の詳細については、以下の応募先にお問合せください。

■応募先

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-3-6 彩翠ビル

社団法人 燈光会

TEL 03-3501-1054

FAX 03-3507-0727

就農準備セミナー参加者募集

東予地方局産業振興課では今年度の企業退職予

8月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(水)	中	10:06	339	23:05	395	4:33	122	16:35	22
2(木)	大	10:55	355	23:46	402	5:17	103	17:20	14
3(金)	大	11:39	364	—	—	5:57	89	18:02	16
4(土)	大	0:23	401	12:21	367	6:35	81	18:41	27
5(日)	大	0:59	392	13:02	362	7:11	78	19:19	47
6(月)	中	1:32	377	13:42	350	7:46	81	19:54	74
7(火)	中	2:04	357	14:22	332	8:21	89	20:30	106
8(水)	中	2:35	335	15:06	311	8:56	101	21:06	138
9(木)	小	3:07	312	15:58	289	9:35	115	21:46	170
10(金)	小	3:41	289	17:08	272	10:21	129	22:40	198
11(土)	小	4:26	269	18:43	268	11:23	139	—	—
12(日)	長	5:40	254	20:14	279	0:21	216	12:48	141
13(月)	若	7:14	252	21:12	298	2:32	211	14:10	130
14(火)	中	8:26	264	21:52	319	3:32	194	15:08	111
15(水)	中	9:19	284	22:24	340	4:08	173	15:51	90
16(木)	中	10:02	307	22:55	358	4:37	150	16:29	70
17(金)	大	10:41	332	23:25	374	5:06	126	17:05	53
18(土)	大	11:19	354	23:56	384	5:35	103	17:40	42
19(日)	大	11:57	371	—	—	6:06	83	18:16	38
20(月)	大	0:28	389	12:37	381	6:39	67	18:53	44
21(火)	中	1:01	387	13:18	382	7:14	56	19:32	58
22(水)	中	1:37	377	14:04	374	7:52	53	20:14	81
23(木)	中	2:15	362	14:55	359	8:35	57	21:01	110
24(金)	小	2:59	341	15:56	339	9:25	68	21:58	141
25(土)	小	3:52	318	17:14	323	10:25	82	23:13	166
26(日)	小	5:03	297	18:45	320	11:43	92	—	—
27(月)	長	6:32	290	20:07	333	0:53	175	13:12	90
28(火)	若	7:56	300	21:12	353	2:24	162	14:31	74
29(水)	中	9:04	321	22:02	371	3:28	137	15:33	56
30(木)	中	9:58	344	22:45	384	4:17	112	16:23	41
31(金)	中	10:45	363	23:22	389	4:57	90	17:07	34

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。
※この潮汐表は、(財)日本水路協会から引用したものです。



定者で、退職後は本格的に農業をしようと考えている兼業農家の方（東予地区出身者）を対象に、就農準備セミナーを開催します。

詳しい内容は東予地方局産業振興課地域農業室へお問い合わせいただくか、またはHPをご覧ください。

・開催時期 11月～2月 計3回程度開催予定

・応募締め切り 8月31日（金）

・問い合わせ・応募先 東予地方局産業振興課地域農業室
TEL 0898-6817322
FAX 0898-6813056
mail: tou-sangyo@pref.hime.jp
http://www.pref.hime.jp/tou50107/toyo/index.htm

【寄 附（敬称略）】 6月25日までの受付

次の方に寄附をいただきました。紙上より厚くお礼申し上げます。

- 石田 健一 金一封 ふるさと納税
- 夢田 博範 10万円 海光園のために

お詫びと訂正

7月号の広報において次のとおり誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

■ P8「日本で最も美しい村」連合2012総会 14行目

誤 塚本 寛副会長

↓

正 塚越 寛副会長

「愛媛ブランド材」の名称等が決定したのでお知らせします。

愛媛ブランド材については、愛媛県と愛媛県産材製品市場開拓協議会（会長 高山康人）が連携して JAS 規格に基づく「品質基準」を満たす、品質・性能の確かな製品とすることに決定し、これを「媛すぎ・媛ひのき」と命名いたしました。

また、同時にシンボルマークも決定し、ヒノキの生産量が日本一であることや、本県の製材品のセールスポイントである「安定供給ができること」「品質管理がしっかりしていること」「多様な製品を供給できること」を PR し、知名度向上と販路拡大を図りたいと考えています。

製材品に使用される場合は、承認申請書（様式 1）、普及啓発物品等で使用される場合は使用届（様式 4）に必要書類を添付して、愛媛県農林水産部森林局木材流通戦略係まで提出してください。

媛^{ひめ}すぎ



媛^{ひめ}ひのき



《ホームページ》 http://www.pref.ehime.jp/h35700/1196591_2268.html

愛媛県庁ホームページ→組織別にさがす→林業政策課→「愛媛ブランド材ロゴマークの使用について」

《書類の提出先や使用に関するお問合せ先》

愛媛県農林水産部森林局林業政策課木材流通戦略係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町 4-4-2

Tel 089-941-2111（県庁代表）内線（2589）

Tel 089-912-2589（係直通）

Fax 089-912-2561

学校支援ボランティア募集

上島町教育委員会では、小・中学校の教育活動を支援していただける学校支援ボランティアの方を募集しています。

“学校支援ボランティア”とは、学校・家庭・地域が一体となって地域の宝である子どもたちをよりよく育てることをめざす制度です。皆さんがもっている特技や知識、経験を教育の現場に生かしていただき、子どもたちの健やかな成長の手助けをしていただくものです。

この学校支援ボランティアに申込みいただきますと「学校支援ボランティア・リスト」に登録されます。そして、このリストをもとにして、各学校が実施しようとする活動に応じてそれぞれのボランティアの方に依頼を行います。依頼がありましたら、学校と活動日時・場所・内容を確認した上で、活動の支援を行ってください。

なお、ボランティアのため謝礼金や交通費等の支給はありませんが、支援中の事故等のために、登録者は上島町の負担により、「ボランティア保険」に加入いたします。

- 申 込 先：上島町教育委員会（弓削）、各総合支所教育委員会
各小・中学校
- 受 付 期 間：平成24年9月1日～平成24年9月13日
- 主な支援内容：環境整備支援、学校生活支援、学習活動支援
安全対策支援ほか
- 登 録 期 間：平成24年10月1日～平成25年9月30日
- 問い合わせ先：上島町教育委員会（弓削）TEL 0897-77-2207

※ 申込用紙は上島町教育委員会（弓削）または各総合支所教育委員会にありますので、それぞれの窓口までお問い合わせください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度のご案内

児童扶養手当制度

児童扶養手当とは、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

【支給要件】

- ◆父母が婚姻を解消した子ども
- ◆父又は母が死亡した子ども
- ◆父又は母が重度の障害の状態にある子ども
- ◆父又は母の生死が明らかでない子ども
- ◆父又は母が1年以上遺棄している子ども
- ◆父又は母が1年以上拘禁されている子ども
- ◆母が婚姻によらないで懐胎した子ども
- ◆父母ともに不明である子ども

【所得制限】

請求者、同居している扶養義務者等の前年の所得が、一定額以上ある場合は、その年度の手当は支給停止になります。

詳しくは、下記へお問合せください。

【問合せ先】

各総合支所 住民課 児童手当担当

弓削総合支所 77-2503

生名総合支所 76-3000

岩城総合支所 75-2500

魚島総合支所 78-0011



特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当は、児童の健やかな成長を願い、20歳未満で身体や精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父、もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している方に対して支給される制度です。

【支給要件】

《受給者》

- ◆父又は母 ○日本国内に住所を有する
○障害児を監護
- ◆養育者（父母以外）
○障害児と同居、監護、生計維持

《障害児》

- ◆日本国内に住所を有する
- ◆障害を支給事由とする年金を受給していない（全部支給停止は可）
- ◆特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、別表第3に定める障害の状態にある
- ◆児童福祉施設等に入所措置されていない

【所得制限】

請求者、同居している配偶者及び扶養義務者（請求者が養育者のときは、生計を維持する扶養義務者）の前年の所得が一定額以上ある場合は、その年度の手当は支給停止となります。

現況届の提出をお忘れなく！

現在、児童扶養手当及び特別児童扶養手当を受給されている方は、毎年8月に「現況届」「所得状況届」を提出することになっています。

これは、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認する大切な届出です。関係書類は8月初旬までに送付しますので、提出をお願いします。

お盆期間の生名フェリーのご利用について

日頃より、生名フェリーをご利用いただき誠にありがとうございます。8/11(土)～8/15(水)までの期間、臨時ダイヤで運航いたしますので、ご利用につきましては、お間違えのないようよろしくお願いいたします。（臨時ダイヤは広報8月号折込チラシのとおりです。）

また、昨年のお盆時には、因島側県道の待機車が大変混み合いましたので、他のルートを含め、計画的な御利用をお願いします。

上島町公営事業課



夏季の節電・省エネルギー対策について

～節電へのご協力をお願いします～

今夏、電力不足が懸念されております。7月2日から9月7日（8/13～15を除く、平日9：00～20：00）の間、2010年比7％以上の節電を目安に無理のない範囲でご協力をお願いします。特に、13：00～16：00の節電が重要です。

節電メニュー（例）

<空 調>

- ・室温28℃を心がける（設定温度＋2℃に）。（節電効果10％）
 - ・“すだれ”や“よしず”などで窓からの日差しを和らげる。（節電効果10％）
 - ・無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する。（節電効果50％）
- ※熱中症にご注意下さい。適切な室温管理や水分補給に注意し、無理のない範囲でご協力ください。

<冷蔵庫>

- ・設定温度を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間を減らし、食品を詰め込み過ぎないようにする。（節電効果2％）

<照 明>

- ・日中は不要な照明を消す。（節電効果5％）
- ・照明器具を購入するときは、省エネ型の電球形蛍光灯やLED電球等を選択する。

<電力消費機器>

- ・テレビを省エネモードに設定し、画面の輝度を下げ、不要な時は消す。（節電効果2％）
 - ・本体の主電源を切る。長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜く。（節電効果2％）
 - ・電力消費が大きい電気製品の日中（13：00～16：00）の使用をできるだけ避ける。
- 例）アイロン、電気ポット、電子レンジ、食器洗い機、洗濯乾燥機、掃除機など。

秋の特定健康診査のお知らせ

年に一度の特定健康診査はもう受けられましたか？秋の集団特定健康診査を下記のとおり実施します。まだお済みでない方は、是非この機会をご利用下さい。

記

日時・場所 ●9月12日（水）岩城総合支所 8：00～11：00 生名公民館 14：00～16：00
●9月13日（木）せとうち交流館 8：00～11：00

自己負担金 ●1,000円（後期高齢者保険加入者は無料）
（心電図、眼底検査、貧血検査希望の方は400円必要です。）

お申し込み方法

●8月20日（月）～8月31日（金）の間に各総合支所 住民課窓口か電話でお申し込み下さい。

【お申し込み・お問い合わせ先】 ●弓削総合支所 住民課 ☎77-2503
●生名総合支所 住民課 ☎76-3000
●岩城総合支所 住民課 ☎75-2500